

## 相談

### 後期高齢者医療被保険者証について

#### 〔相談要旨〕

後期高齢者医療被保険者証は、大きくて携帯に不便です。財布のカード入れに収まるサイズにならないでしょうか。

## 回答

相談を受けた行政相談委員は、関係機関に照会の上、次のとおり回答しました。

鳥取県では、後期高齢者医療被保険者証（以下「保険証」という。）は、おおよそはがきサイズの紙で作成されています。

カードサイズにすると、携帯に便利ですが、記載事項が読みづらい上に、紛失しやすくなります。このため、文字が大きく、見やすいように、現在の大きさが採用されています。

なお、持ち運びのために、保険証を折っていても、支障はありません。また、マイナンバーカードをお持ちの方は、登録の上、マイナンバーカードを保険証として利用できます。

#### 【一口メモ】

後期高齢者医療制度は、75歳以上の人と65歳以上75歳未満で一定の障害の状態にあると後期高齢者医療広域連合から認定を受けた人が加入する医療保険です。75歳になると、自動的に後期高齢者医療制度に加入することになります。

また、令和6（2024）年12月2日以降、現行の保険証の発行は終了し、マイナンバーカードでの保険証利用が基本となりますが、マイナンバーカードをお持ちでない方などには、お手元の保険証が使えなくなる前に、申請によらず「資格確認書」が交付され、引き続き、医療を受けることができます。

#### 【問合せ先】

後期高齢者医療制度については、鳥取県後期高齢者医療広域連合（電話0858—32—1099）またはお住まいの市町村に、マイナンバーカードについては、マイナンバー総合フリーダイヤル（電話0120—95—0178）にお問い合わせください。

（令和6年8月5日 日本海新聞掲載）